

日本放送協会（N H K）の偏向報道に関する調査と行政指導を求める
意見書（案）

公益性から法人税を免除されている日本放送協会、N H Kは、放送法に基づき、「公正・公平・中立」な番組編集を大前提として、視聴者の受信料により成り立ち、放送を行っている。

そのN H Kで本年4月5日に放送された「N H Kスペシャル—J A P A Nデビュ－」第一回の「アジアの“一等国”」は、台湾統治時代の日本が台湾人を差別や弾圧ばかりしていたかのような印象を視聴者に与える報道内容で放送された。

番組内で、日本語世代の台湾人から日本統治時代の経験や記憶について取材しているシーンがあるが、この出演者は、後日、一様に差別を受けたと述べていることについて、日本統治時代の良い面も同時に述べている実態がほとんどカットされているとしており、放送は、N H Kによる恣意的な編集といわざるを得ない内容となっている。

また、台湾の成り立ちの部分やありもしない「日台戦争」をでっち上げるなど、その内容はおよそ「公共放送」にはあり得ない編集による番組である。

一方で、1997年台湾の国民中学校の教科書に採用された「認識台湾」の歴史編に客観的な史実に基づき肯定的に記述されている、日本の台湾統治時代に日本が教育や衛生関係をはじめ幅広いインフラ整備に予算を投入し台湾近代化の基盤づくりに貢献した史実は全く無視されている。

同番組の内容は、あたかも、日台間の関係を意図的に悪化させるのが目的であるかのような印象をも受けるものである。

公共放送たるN H Kのこうした姿勢は、公正・公平・中立の観点から放送法違反の疑いも濃厚であり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、同番組の編集姿勢と内容について、主務大臣による調査及びその結果による行政指導を直ちに実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年7月8日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
総務大臣 あて